

令和7年度高岡市副食費徴収基準額表(2号)

(令和7年4月1日)

階層 区分	各月初日の入園児童の 属する世帯の階層定義		月 額							
			3～5歳児クラスの子ども							
			1 人 目		2 人 目		3 人 目 以 降		同時入所 3 人 目 以 降※	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A 階層	生活保護世帯		免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
B 階層	市町村民税非課税世帯		免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
C 階層	市町村民税均等割のみ課税世帯		免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
D 階層	1	24,300 円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
	2	24,300 円以上 48,600 円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
	3	48,600 円以上 57,700 円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
		57,700 円以上 60,700 円未満	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	免除	免除
	4	60,700 円以上 77,101 円未満	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	免除	免除
	5	77,101 円以上 84,900 円未満	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	免除	免除
	6	84,900 円以上 97,000 円未満	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	免除	免除
	7	97,000 円以上 115,000 円未満	実費	実費	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	免除	免除
	8	115,000 円以上 133,000 円未満	実費	実費	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	免除	免除
	9	133,000 円以上 151,000 円未満	実費	実費	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	免除	免除
	10	151,000 円以上 169,000 円未満	実費	実費	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	免除	免除
	11	169,000 円以上 211,201 円未満	実費	実費	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	免除	免除
	12	211,201 円以上 301,000 円未満	実費	実費	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	免除	免除
	13	301,000 円以上 397,000 円未満	実費	実費	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	免除	免除
	14	397,000 円以上	実費	実費	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	減免 (4,800円上限)	免除	免除

☆ 副食費徴収額は各園によって異なりますので、園にお問い合わせください。公立園の2号認定児は4,800円です。

※同時入所とは、同一世帯の就学前児童が、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設、企業主導型保育施設のいずれかを同時に利用している場合。

1 副食費の階層の決定方法

(1) 副食費の算定対象者

階層区分は入園児童と生計を一にしている父母の市町村民税額の合計額で決定します。
(父母の副食費算定対象年分の所得金額の合計が48万円以下で、祖父母等と同居(世帯分離含む。)している場合は、祖父母等を家計の主宰者とし、副食費算定の対象とすることがあります。)

(2) 副食費の算定対象となる市町村民税額の年度

4月から8月の副食費は令和6年度の市町村民税額(令和5年中の所得)、9月から翌年3月の副食費は令和7年度の市町村民税額(令和6年中の所得)により決定します。

(3) 税控除の取扱いについて

市町村民税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

2 副食費軽減について

入園児童の属する世帯(生活保護世帯、及び市町村民税非課税世帯を除く)の副食費算定にかかる市町村民税所得割額が77,101円未満(上記の基準額表において、C階層～D4階層に属する場合)において、下記のいずれかに該当するときは、副食費は免除となります。

(1) ひとり親家庭等医療費受給世帯

(2) 次に掲げる在宅障がい児又は在宅障害者を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

お問合先

子ども・子育て課 給食指導係 Tel 20-1378